

年金改定法の成立に強く抗議する

2020年5月29日

全日本年金者組合

中央執行委員長 金子 民夫

5月29日の参議院本会議において年金改定法案が数の力で採択され、成立した。

戦後最大の危機である新型コロナ感染拡大に対し「緊急事態宣言」は解除されたが、第2波の感染も予断を許さない状況にある。今、国のあらゆる力を総動員して医療体制、検査体制を強化しなければならないこの時期に、敢えて国民の目をそらすような手法で高齢者を始め国民に被害をもたらす年金改定法を成立させたことに対し、全日本年金者組合は、遺憾の意を表明するとともに強く抗議するものである。

厚生年金の適用対象とすべき企業の対象を51人以上まで段階的に拡大するのは必要な措置だが、小規模・中小企業は、コロナ危機の中で経営・雇用の面で重大な打撃を受けている。加入者や事業者への減免措置なしに新たな社会保険料負担を求めることは過酷であり、容認できない。

本法の問題点として、以下三点を指摘する。

第一は、75歳までの繰り下げ受給を選択すれば、受給額は1・8倍まで増加するが、年収が増えれば税や医療・介護の保険料の負担も増加する。75歳まで受け取りを遅らせた場合、受給額は増えても、手取りの年金は65歳から受給した方が多いのは明らかである。現在の70歳上限でも利用者は1%台にすぎず、繰り下げている間生活が確保されている者のみが利用できる制度をいたずらに拡大することには反対である。

第二に、本法は「経済は成長する」「雇用環境は改善する」という財政検証を前提にしているが、コロナ災害はこの前提を総崩れにした。それでもこの前提にたつて公的年金の水準を自動的に削減するマクロ経済スライドを維持するとしている。マクロ経済スライドは廃止すべきである。このまま継続すれば、将来の基礎年金水準は3割削減される。マクロ経済スライド終了後に75歳から年金受け取りを開始した場合の所得代替率は、現在の上限の70歳から受け取った場合よりも低くなる。OECDの国際基準にてらせば、日本の所得代替率は3割台でしかない。

年金水準が下がり続ければ、生活のために多くの高齢者が働き続けざるをえない。いま、「減らない年金制度」へ転換し、基礎年金の底上げこそ急ぐべきである。

第三の問題は、公的年金の削減を進める一方で、低い所得代替率を自己責任で補う仕組みである確定拠出年金のさらなる対象拡大を推奨し、「付帯決議」でも推進が強調された。コロナ経済危機の影響で、今後の株価の推移によっては、投資信託型の確定拠出年金を選択した年金受給者で「元本割れ」「運用利回りがマイナス」になる場合あることを政府も認めた。元本保証型を選択している人でも手数料の方が高くなっていく。GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の問題でも、安倍政権は、株式運用比率拡大方針を見直し、リスクを下げる運用に転換すべきであり、管理する年金積立金の資産構成に占める株式の割合を、まずは20%に戻すべきである。

全日本年金者組合は、年金改定法の成立に強く抗議し、「減らない年金制度」をつくり、最低保障年金制度実現にむけ、さらに奮闘するものである。

以上